

謝礼品登録の方法

○謝礼品登録までの流れ

手順①：競争参加資格審査申請を行い、近江八幡市の競争参加資格有資格者名簿に登録する。

【担当課：管財契約課（Tel：0748-36-5557）】

- ・ 近江八幡市が発注する入札等に参加するために必要な登録であり、手順②に進むために必要な要件でもあります。
- ・ 「物品供給」での登録が必要です。

手順②：ふるさと応援寄附推進事業謝礼品請負事業者登録申請を行い、謝礼品請負事業者に登録する。

【担当課：魅力発信課（Tel：0748-36-5541）】

- ・ 謝礼品を取り扱う事業者になるために必要な登録です。
- ・ 手順①の競争参加資格について市管財契約課から登録が完了した旨の通知を受けた後、魅力発信課にて手続きを行ってください。
- ・ 「物品供給」での登録が必要です。
- ・ 登録要件の中に、「インターネット環境を有し、パソコン（タブレット・スマートフォンは不可）を使用してのメールでのやりとり及びワード・エクセル（CSVデータ等）で作業ができること」などのパソコン操作に関する要件もあります。

手順③：謝礼品にしたい商品等を申請し、謝礼品審査会にて承認を受ける。

【担当課：魅力発信課（Tel：0748-36-5541）】

- ・ 謝礼品審査会にて審査を受けるために必要な申請です。
- ・ 謝礼品審査会は、例年、2～3ヵ月に1回（12月、1月除く）開催されます。
- ・ 別の商品等が既に本市の謝礼品として登録されている事業者であっても、今回の補助対象事業で製造する完成品を謝礼品として登録する必要があります。

○注意事項

- ・ 手順①,②,③に関する申請要件や今年度の申請受付期間、必要書類等の詳細については、各担当課にお問い合わせください。
- ・ 特に手順①,②については、受付期間が限られていますので、必ず期間内に手続きを行ってください。